

社会福祉法人無量会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人無量会（以下「当法人という」）、定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員及び評議員に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については遅滞なく支払うものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費規程に準じて支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。